

第 28 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

- ア 『この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。』と規定されています（独 2 条 5 項）。
- イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限する行為を、正当な理由がないのに、競争者と共同して行うことは「不公正な取引方法」に該当します（独 2 条 9 項一号イ）。
- ウ 販売数量や価格を制限する協定を結ぶ行為は所謂「カルテル」であり、不当な取引制限に該当します（独 2 条 6 項）。

【解答 ア】 ※合格教本 9-1 参照

問 2

- ア 『二次的著作物の原著作物の著作権者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作権者が有するものと同一の種類の権利を専有する。』と規定されているため（著 28 条）、二次的著作物の著作権者のみならず、原著作物の著作権者の承諾が必要となります。
- イ 原著作物と二次的著作物は全く別個の著作物であり、存続期間（保護期間）はそれぞれ独自にカウントされます。
- ウ そのような規定は存在しません。なお、二次的著作物にかかる著作権を譲渡することは自由ですが、上記アで説明した通り、その二次的著作物を複製等する場合には、原著作物の著作権者の承諾が必要となります（著 28 条）。

【解答 ア】 ※合格教本 6-4、6-11、6-19 参照

問 3

- ア 『商標権の移転は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとに分割してすることができる。』と規定されています（商 24 条の 2）。
- イ 禁止権とは、所謂類似範囲のことであり、お互い他人を排除することができるに過ぎません。よって、いずれもその重複範囲を使用することはできません。
- ※問題文の表現が不適切であると考えます。問題文後半に、「当該他人は登録商標を使用することができる。」とありますが、「登録商標」というのは禁止権ではなく専用権を意味します。『商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を

専有する。』と規定されており（商 25 条）、問題文後半だけを捉えると「適切」と判断したくなる問題です。問題文前半は禁止権と言っており、問題文後半では専用権と言っており矛盾しています。

ウ 不正使用取消審判は、不正使用の事実があれば設定登録後いつでも請求可能です（商 51 条、53 条等）。

※不使用取消審判（商 50 条）との混同に注意

【解答 ウ】 ※合格教本 4-6、4-7 参照

問 4

ア コンピュータプログラムは著作物として保護されています（著 10 条 9 号）。一方、『(プログラムの) 著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。』と規定されており（著 10 条 3 項）、プログラム言語が保護されない旨明記されています。

イ 著作物とは、『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。』と規定されています（著 2 条 1 号）。

ウ 著作物として認められるための要件として「指定期間への登録」は必要ではありません。著作物の定義（上記イの解説参照）に該当する限りにおいて、完成と同時に著作物となります。

なお、『著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。』とされており（著 17 条 2 項）、著作権等の権利の発生にあっても、出願や登録といったアクションは不要であり、著作物の完成と同時に著作権等も発生するとされています（無方式主義）。

【解答 イ】 ※合格教本 6-1、6-2、6-3 参照

問 5

ア 『(優先) 期間の満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によつて不利な取扱いを受けないものとし、また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる。』と規定されています（パリ 4 条 B）。即ち、「不利な取扱いを受けない」という内容には、登録要件の判断については少なくとも第 1 国出願の時点で判断されることが含まれることとなります。

イ パリ条約は、同盟国が守らなければならない「最低限のルール」を定めています。よって、同盟国民に条約の規定よりも不利な取扱いをすることは許されません。

ウ 『優先期間は、特許及び実用新案については 12 箇月、意匠及び商標については 6 箇月

とする。』と規定されています（パリ 4 条C (1)）。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-2 参照

問 6

- ア 特許権は審査官による実体審査を経て登録されますから、権利行使にあたって警告は必要とされていません。なお、実用新案権の場合は、権利行使に先立って技術評価書を提示した警告が必要です（実 29 条の 2）。
- イ 特許には、不使用による取消審判の制度は設けられておりません（参考商 50 条）。なお、不実施によって裁定による通常実施権が発生する場合があります（特 83 条）。
- ウ 『特許無効審判は、利害関係人（…省略…）に限り請求することができる。』と規定されています（特 123 条 2 項）。なお、当該条文のカッコ書きに記載される「特許を受ける権利を有する者」は利害関係人の一種です。）。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-16、1-18、2-1 参照

問 7

- ア 著作者人格権は一身に専属するため、譲渡そのものができません（著 59 条）。
- イ 登録しなければ第三者に対抗することはできませんが、効力は発生します（著 77 条）。
「第三者に対抗できない」とは、著作権を譲渡した当事者（譲渡人と譲受人）以外の第三者に対して、譲渡されていることを有効に主張できないという意味です。
- ウ 著作権は一部の譲渡、例えば公衆送信権のみの譲渡も可能です。

【解答 イ】 ※合格教本 6-8、6-18 参照

問 8

- ア 『公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。』と規定されています（民 90 条）。契約は 1 つの法律行為ですから、そのような契約は有効とは認められません。
- イ 一部の契約（たとえば、保証契約）については、書面によらなければ効力が生じないと規定されていますが、そういった一部の例外を除き、契約当事者の意思表示（申込みと承諾）の合致をもって契約は成立します。
- ウ 『未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。』と規定されています（民 5 条 1 項）。なお、同意を得ずに行為を行ったとしてもその行為自体が無効（最初から手続されていないのと同じ）とはされておらず、後から法定代理人の同意を得れば何ら問題ありません。一方で、法定代理人が事後的にその行為を取り消すことも可能です（民 5 条 2 項）。

【解答 イ】 ※合格教本 11-1 参照

問 9

「発明」という行為は事実行為（人の意志表示に基づかない事実上の行為によって一定の法律効果を発生させる行為）であると考えられており、自然人しか行うことができません。よって、自然人でない株式会社は発明者になることはできません。

※「発明者」と「出願人」を混同しないように注意しましょう。

【解答 イ】 ※合格教本 1-7、11-1 参照

問 10

ア 最初ではなく「最終に」死亡した著作者の死後 50 年です（著 51 条 2 項）。

イ 公表後 70 年です（著 54 条）。

ウ 問題文記載の通りで適切（著 52 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-19、6-20 参照

問 11

ア 『出願審査の請求は取り下げることができない。』と規定されています（特 48 条の 3 第 3 項）。

イ 『特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。』と規定されています（特 48 条の 3 第 1 項）。

ウ 特許出願の日から三年以内であれば請求可能です（特 48 条の 3 第 1 項）。

【解答 ア】 ※合格教本 1-10 参照

問 12

ア 差止請求権については第 3 条に、罰則については第 21 条～第 22 条に規定があります。

イ 不正競争防止方においては、『この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。』とされ（不 2 条 1 項柱書）、1 号～16 号まで具体的な行為が不正競争として規定されています。

一方、パリ条約においては以下のように規定されています。

パリ条約 10 条の 2

(1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。

(2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

(3) 特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するよ

うな取引上の虚偽の主張

製品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

- ウ 『この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。』と規定されています（不1条）。

【解答 ア】 ※合格教本 7-1～7-4 参照

問 13

- ア 『編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。』と規定されています（著12条1項）。「体系的な構成」は、データベースの著作物であるための要件の1つです（著12条の2）。
- イ 裁判所の判決そのものは権利の目的とはされていませし（著13条3号）、その翻訳物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するものについても権利の目的とされていせんが（著13条4号）、私人が翻訳したものは著作物として保護されます。
- ウ 時事の記事にあたって、『報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の記事の報道に伴つて利用することができる』とされていますが（著41条）、保護対象から外されているわけではありません。
- また、新聞記事における訃報のように、誰が書いても同じような内容となる事実だけの記事は「思想又は感情」がそこに存在せず著作物たり得ませんが、取材内容を紙面スペースに合わせて分かりやすく表現した記事であれば著作物たり得るので、著作物として保護されます。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-2、6-4、6-7 参照

問 14

特許協力条約（PCT）は、出願書類の作成やその内容を広く第三者に公開するといった形式的な部分、及びどの国においても利用価値のある一定範囲の調査について共通化を図り、国際間レベルで重複して行われている作業の一本化を図ろうとするものです。

よって、審査はそれぞれの国で独自に行われますし、発生した特許権の管理も各国で別々に行われます。

※マドプロ制度においては、権利発生後においても、国際事務局を通じて国際登録を一元的に維持管理できますが、これとの混同に注意して下さい。

【解答 ア】 ※合格教本 5-3 参照

問 15

『この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、**立体的形状**若しくは**色彩**又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、…』と規定されています（商 2 条 1 項柱書）。また、「匂いのみからなる商標」については、政令で定められておりません。

【解答 イ】 ※合格教本 4-1 参照

問 16

実演家人格権として、氏名表示権（著 90 条の 2）及び同一性保持権（著 90 条の 3）は規定されていますが、肖像権といった権利は設けられていません。

なお、著作隣接権者（実演家、レコード製作者、放送事業者）のうち、人格的な権利が認められているのは実演家のみである点は押さえておきましょう。

【解答 ア】 ※合格教本 6-21 参照

問 17

ア 問題文記載の通りで正しい（意 20 条 1 項、2 項）。

イ 『意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。』と規定されています（意 21 条）。

ウ 「意匠公報発行の日」ではなく「意匠権の設定の登録の日」から三年です（意 14 条 1 項）。

【解答 ア】 ※合格教本 3-7、3-8 参照

問 18

ア 『特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。』と規定され（特 64 条 1 項）、公開請求をしなくても 1 年 6 月経過すれば公開されます。

イ 出願日から 1 年を経過するよりも前に、特許出願人が出願公開請求を行えば、出願日から 1 年後に出願公開される場合があります。（特 64 条の 2）。

ウ 普通にあり得る状況です。例えば、出願公開された後に出願審査請求を行った場合などが想定されます。

【解答 イ】 ※合格教本 1-10 参照

問 19

ア 営利非営利問わず、引用できるのは公表された著作物に限られます（著 32 条）。

イ その通りです（著 48 条）。

ウ 『・・・第三十二条（引用が規定されている条文）・・・の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物の譲渡により公衆に提供することができる。』と規定されています（著 47 条の 10）。※条文を読みやすいように部分的に抜粋加工しています。

【解答 ア】 ※合格教本 6-13 参照

問 20

- ア 最恵国待遇だけでなく、内国民待遇についても規定されています（TRIPs3 条、4 条）。
- イ 特許については第 2 部第 5 節において、商標については第 2 部第 2 節において規定されています。
- ウ その通りです。例えばTRIPs協定第 28 条 1 (b) において、『特許の対象が方法である場合には・・・』と規定されていることから明らかです。

【解答 ア】 ※合格教本 5-1 参照

問 21

- ア 問題文記載の通りで適切。商標権は設定登録により発生しますが（商 18 条）、設定登録されるためには、出願（商 5 条）をして審査（商 14 条）を受ける必要があります。
- イ 『自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。』と規定されている通り（商 3 条 1 項柱書）、使用意思があることが必要です。また、3 条の規定は拒絶理由として列挙されています（商 15 条）。
- ウ （その）商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、商標登録を受けることができませんが（商 3 条 1 項 3 号）、使用された結果識別力を有するに至った場合は商標登録を受けることが可能です（商 3 条 2 項）。

【解答 イ】 ※合格教本 4-2、4-4 参照

問 22

- ア 出願日から 1 年経過後ではなく、「品種登録出願を受理したとき」に出願公表されます（種 13 条）
- イ 『育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十五年（第四条第二項に規定する品種にあっては、三十年）とする。』と規定されています（種 19 条）。
- ウ 特許法上の発明に該当し且つ特許要件を満たし得るものであれば、特許法でも保護される場合があります。

【解答 イ】 ※合格教本 8-1 参照

問 23

- ア 違法にインターネット上にアップロードされたものとなりながら行うダウンロードは、私的使用であっても許されません（著 30 条 1 項 3 号）。
- イ 『プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。』と規定されています（著 47 条の 3）。
- ウ あくまで「必要と認められる限度」の範囲に限られます。また、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」も許諾が必要となります（著 35 条）。

【解答 ア】 ※合格教本 6-12、6-14、6-17 参照

問 24

（拒絶査定）不服審判は、拒絶理由が通知された段階ではなく、その後拒絶査定を受けた段階で行い得る手続きです（特 121 条）。

イとウについては、拒絶理由通知に対する対応策として正しい。

【解答 ア】 ※合格教本 1-10、1-12 参照

問 25

- ア 『弁理士は、・・・特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。』と規定されています（弁 6 条の 2）。即ち、弁護士と共同受任する必要があります。
- イ 弁理士は、他の弁理士と共同して特許出願の代理人になることが可能です。
- ウ 『特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。』を行うことができると規定されています（弁 4 条 3 項 1 号）

【解答 ウ】 ※合格教本 10-1 参照

問 26

『著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。』と規定されています（著 24 条）。

『著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。』と規定されています（著 26 条 1 項）。

『著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。』と規定されています（著 25 条）。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-10、6-20 参照

問 27

『同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみが発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。』と規定されています（特 39 条 2 項）。

『特許庁長官は、第二項又は第四項の場合は、相当の期間を指定して、第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。』と規定されています（特 39 条 6 項）。

【解答 イ】 ※合格教本 1-6 参照

問 28

ア 「公知意匠が繰り返し連続する構成要素の単位の数を増減した意匠」は創作が容易な例の 1 つとされています（意匠審査基準参照）。

イ 『物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠』は意匠登録を受けることができませんが（意 5 条 3 号）、創作が容易であることが理由となるわけではありません。

ウ 視覚に訴えるものと認められないものはそのそも意匠ではありません。

【解答 ア】 ※合格教本 3-1、3-2 参照

問 29

ア 著作権は相対的な独占権であり、偶然の結果として酷似する著作物を創作した場合のその行為は侵害となりません。あくまで既に存在する「その著作物」を複製等した場合に問題となります。

イ 『法人の…使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。』と規定されています（著 124 条 1 項）。

ウ 「表現上の本質的な特徴が全く同じ」ということは複製したと同等と考えられるため著作権を侵害することになります。なお、他人の著作物を参考にする自体は問題ありません。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-1、6-22 参照

問 30

- ア 異議申立の制度は設けられていますが（商 43 条の 2）、登録前ではなく登録後に異議を申し立てる制度となっています。
- イ 商標法では、出願されたものは自動的に審査に付されます。
- ウ 『特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。』と規定されている通りです（商 12 条の 2）。

【解答 ウ】※合格教本 4-4 参照

【実技試験】

問 1

問 2 の解説を参照。

【解答 ×】 ※合格教本 1-4 参照

問 2

乙の行為は外国（韓国）における外国語（韓国語）による発表ですが、これにより新規性は喪失します。

また出願 P の出願は、乙の発表よりも後に行われています。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-4 参照

問 3

問 4 の解説を参照。

【解答 ×】 ※合格教本 1-6 参照

問 4

同一の発明について、特許出願 P よりも先に出願された出願 Q が設定登録されています。これにより、先願である出願 Q に係る発明 A（と同じ発明）には「先願の地位」が確定することになります。

【解答 ア】 ※合格教本 1-6 参照

問 5

問 6 の解説を参照。

【解答 ×】 ※合格教本 1-4 参照

問 6

甲による出願 P の出願日と、丁による発表の日は同日ですが、発表された時間は出願 P よりも前であることが問題文より明らかです。

『特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明』は新規性がないとして拒絶されます（特 29 条 1 項 1 号）。即ち「時分」まで問題となります。

【解答 ア】 ※合格教本 1-4 参照

問 7

問 8 の解説を参照。

【解答 ×】 ※合格教本 6-16 参照

問 8

この問題のケースにおける丙は、「美術の著作物の所有者」に該当します。

『美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。』と規定されていますから（著 45 条 1 項）、展示することは許諾がなくとも問題ありませんが、それを撮影した画像をギャラリーホームページに掲載すること（公衆送信すること）までは許容されているわけではありません。

※個人的見解

現状の法律を杓子定規に当てはめると上記の通りです。

しかしながら、インターネットが普及した現代においては、商品を展示（販売）する店舗が、その店舗のホームページを設け且つそこに取扱商品を紹介することは「展示の範囲」と える方が妥当だと思います。

もちろん、高画質で鑑賞に十分堪えうるレベルでのホームページでの公開は問題とする必要がありますが、単に取扱商品を紹介する程度の公開については、著作権法 47 条乃至は同 47 条の 2 の規定と同様の趣旨で制限されるべきではないかと考えます。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-16 参照

問 9

問 10 の解説を参照。

【解答 ○】 ※合格教本 6-11 参照

問 10

著作物（映画の著作物を除く）の譲渡が適法に行われると、その譲渡された著作物についての譲渡権は消尽するため、それ以降の譲渡行為に対して譲渡権は及びません（著 26 条の 2 第 2 項 1 号）。

よって、2 人の許諾がなくても譲ることが可能です。

【解答 ア】 ※合格教本 6-11 参照

問 11

問 12 の解説を参照。

【解答 ×】 ※合格教本 6-16 参照

問 12

著作権法第 45 条に以下のように規定されています。

『美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。』

即ち、ギャラリー入口は、上記適用除外の場所に相当すると考えられるので、いくら原作品の所有者であったとしても無許諾で展示することはできません。

なお、何故こういった場所での展示に制限がかかっているのかということ、こういった場所に恒常的に設置（展示）されている著作物についてはより幅広い自由利用が認められているため（著 46 条）、著作権者が不当に不利益を被ることが無いようにするためです。

【解答 エ】 ※合格教本 6-16 参照

問 13

ア 先行して商標権を獲得しておけば安心して商標の使用ができるため適切な考えです。

イ 『この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。』と規定されているように（商 2 条 1 項柱書）、色のみであっても商標登録の対象となっています。

ウ 『極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標』は商標登録を受けることができませんが（商 3 条 1 項 5 号）、ひらがな一文字はこれに該当します。

【解答 ア】 ※合格教本 4-1、4-2 参照

問 14

ア 『この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。』と規定されていますが（意 2 条 1 項）、ここでいう美感は「崇高な美」のみに限定されているものではありません。また、機能的な側面から考えられたデザインであったとしても、その機能を発揮するために不可欠な形状のみからなる意匠（意 5 条）でないなら意匠登録を受けることは可能です。

イ 「工業上利用できる」とは、工業的な技術を用いて同一物を反復して大量に生産できるという意味であり、その物自体が工業生産に直接利用できることを意味するものではありません。よって、玩具用ロボットであっても意匠登録の対象になります。

ウ 商業ビルは不動産であるため、意匠法上の「物品」に該当しません。よって意匠登録を受けることができません。このようなビルのデザインは、著作物として著作権法で保護されます（著 10 条 1 項 5 号）。

【解答 イ】 ※合格教本 3-1、3-2 参照

問 15

- ア 確かに著作権の登録は可能です（著 77 条）。しかし著作権登録の効果は「第三者に対抗できる」という点だけであり、その登録の日に著作権が発生したとみなされるわけではありません。
- イ 確かに著作権の登録は可能です（著 77 条）。しかし著作権登録の効果は「第三者に対抗できる」という点だけであり、損害額の推定規定が働くわけではありません。
- ウ 問題文記載の通りで正しい（著 76 条の 2 第 2 項）。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-18 参照

問 16

- ア 『品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。』が登録要件の 1 つとされています（種 3 条 1 項 1 号）。
- イ 育成が容易かどうかといった要件は、種苗法上規定されていません。
- ウ 『品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあっては、六年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。』とされています（種 4 条 2 項）。よって半年前からであれば問題ありません。

【解答 イ】 ※合格教本 8-1 参照

問 17

- ア 類似範囲での使用は商標権侵害とみなされますから（商 37 条 1 号）、ライバルメーカー Y 社は、登録商標 A に類似する商標をプリンタについて使用することはできません。
- イ 3 年以上不使用状態が継続していれば、不使用取消審判（商 50 条）によって商標登録が取り消される場合がありますが、権利が消滅したとみなされることはありません。
- ウ 『商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。』と規定されています（商 19 条 1 項）。

【解答 ア】 ※合格教本 4-5、4-6、4-7 参照

問 18

パリ条約 4 条の 2 は下記のように規定されています。

第 4 条の 2 各国の特許の独立

- (1) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国（同盟国であるか否かを問

わない。)において同一の発明について取得した特許から独立したものとする。

- (2) (1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期間中に出願された特許が、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間についても、独立のものであるという意味に解釈しなければならない。

※ (3) (4) 省略

このように完全に独立とされており、基礎とした出願や特許の経過には何ら影響を受けません。

【解答 ア】 ※合格教本 5-2 参照

問 19

- ア 物品が非類似なので、意匠権の効力は及びません (意 23 条)
- イ 意匠権の効力は類似範囲まで及びますから (意 23 条)、このような場合は意匠権の侵害となります。
- ウ 意匠権の効力は類似範囲まで及びますから (意 23 条)、登録意匠Cと類似する形態を転用したデザート用スプーンBを製造販売するために、Y社から登録意匠Cに係る意匠権について通常実施権の許諾を受けることには意味がありますし、可能です。

【解答 ウ】 ※合格教本 3-8 参照

問 20

- ア 出願日よりも前に商品の販売を開始していれば、先使用权の主張や権利行使が制限される旨の反論の余地が出てきますが、「出願公開日」より前というのみではこれらの反論も不可能です。
- イ 商標権の効力は、その指定商品の普通名称には及ばないとされています (商 26 条 1 項 2 号)。よって、その旨の反論が可能です。
- ウ 商標権は何度でも更新することができるため (商 20 条)、侵害を回避できることには必ずしも繋がりません。

【解答 イ】 ※合格教本 4-5、4-6、4-8 参照

問 21

- ア 意匠法には出願公開制度は設けられておりません。審査を経て登録となったものだけが意匠公報として発行されます。
- イ 図面についての補正であっても、必ずしも要旨変更となるとは限りません。例えば 6 面図のうち 1 図だけに僅かな作図上の間違いがあり、それを他の 5 図に合わせるような補正は要旨変更とされません。
- ウ 『意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。』と特許法において規定されています (特 46 条 2 項)。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-9、3-3 参照

問 22

『この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。』と規定されていますが（特 2 条 1 項）、「コンピュータ言語」は人為的な取り決めであって自然法則を利用しておらず、また、「サッカーのフリーキックを蹴る方法」は繰り返しの練習によって体得できるものであって技術的思想でないため「発明」に該当しません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-2 参照

問 23

- ア 特許権の効力は我が国の領域（領土、領空、領海）全体に及び、特許権者の販売地域に限定されるものではありません。
- イ その商品にとっての主な機能であるか否かは特許権侵害とは全く関係ありません。特許権に係る表示機能を使用している限りにおいて権利侵害となりますから適切な発言です。
- ウ 問題となる 3D 表示機能が搭載されなければ特許権侵害とはならないため適切な発言です。

【解答 ア】 ※合格教本 1-14 参照

問 24

- ア 問題文記載の通りで適切。
- イ 国際調査は、国際出願されたものは全て、即ち、請求せずとも自動的に行われます（PCT15 条）。
- ウ 問題文記載の通りで適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 25

- ア 特許法において『特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。』と規定され（特 73 条 3 項）、この条文を意匠法でも準用しています（意 36 条）。
- イ 通常実施権の許諾を受ければ権利侵害となりません。また、通常実施権の許諾にあたり範囲を限定することも可能です。よって適切。
- ウ 専用実施権と異なり、通常実施権は当事者間契約（許諾）の段階で効力が生じます。よって適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-15 参照

問 26

- ア 確かに原著作物の著作者は、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を有しますが(著 28 条)、二次的著作物の著作者そのものになるわけではありません。また、法人著作に該当する場合には映画制作会社が著作者となるのであって、常に映画監督が著作者となるとも限りません(著 15 条、16 条)。
- イ 問題文記載の通りで適切。
- ウ ©マークの表示は、ベルヌ条約ではなく「万国著作権条約」で定められる内容です。また、我が国が加盟するベルヌ条約では「無方式主義」が採用されており、このような表示をしなくとも著作権は発生し権利も主張可能です。

【解答 イ】 ※合格教本 6-1、6-20 参照

問 27

出願印紙代 14,000 円 (請求項数に関わらず一律)

審査請求印紙代 118,000+ (4,000×8) =150,000 円

合計 164,000 円

【解答 164,000 円】 ※合格教本該当ページなし

問 28

商標を継続的に使用することによりその商標に化体するのは「**業務上の信用** (グッドウィル)」です。

【解答 業務上の信用】 ※合格教本 4-1 参照

問 29

『他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの』は商標登録を受けることができません(商 4 条 1 項 10 号)。

ここで「需要者の間に広く認識されている商標」とは周知商標のことを意味します。

【解答 周知商標】 ※合格教本 4-3 参照

問 30

『他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの』は商標登録を受けることができません(商 4 条 1 項 10 号)。

我が国商標法は、日本国内での出所混同を防止するための法律ですから「需要者の間に広く認識されている」のを判断するための基準は日本国内を基準に判断されます。

※日本国内での周知性が基準ですが、外国での周知性も考慮される場合がありますから（商標審査基準 4 条 1 項 10 号の解説）外国での周知性が一切基準とならないということにはなりません。この点は注意して下さい。

【解答 日本国内】 ※合格教本 4-3 参照